

令和元年（平成31年）第11回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 元年11月22日（金）

午後 1時30分 団体研修室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 議 題

（1）教育長報告

（2）前回議事録の承認について

（3）議決事項

議案第1号 令和元年度八街市一般会計教育費予算の補正について

議案第2号 八街市立小学校及び中学校の就学区域に関する規則の一部  
を改正する規則について

（4）報告事項

第1号報告 令和元年度八街市一般会計教育費予算の補正について

（災害関連）

第4 その他

（1）各課等からの伝達事項

## 八街市教育委員会議事録

令和元年第11回定例会

期 日 令和元年11月22日（木）

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時41分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	加曾利 佳 信
出席委員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	並 木 光 男
	委 員	大 西 昭 子
	委 員	本 田 純 子

出席職員	教 育 次 長	関 貴美代
	教育総務課長	川 名 弘 晃
	学校教育課長	西 貝 喜 彦
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	小 川 正 一
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	市 川 明 男
	図書館長	中 澤 ゆかり
	学校給食センター所長	酒 和 裕 一
	教育総務課副主幹（事務局）	森 政 幸

## 1. 教育長開会宣言

### ○教育長

ただいまから、令和元年（平成31年）第11回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

## 2. 議事録署名人の指定

### ○教育長

議事録署名人に私、加曾利と山田委員を指定します。

## 3. 議題

### (1) 教育長報告

#### ○教育次長

10月24日から11月21日までの教育長が出席した主な行事についてご報告いたします。資料の1ページをご覧ください。

11月1日、八街市議会議場にて、本会議、委員長報告等が行われ、9月議会が閉会しました。当日、教育委員会の案件としては、八街北中学校の屋根の設計及び工事の補正予算と中学校の空調整備工事の契約が承認されました。

11月5日、二州小学校にて、小学校3校で遠隔合同授業視察に出席しました。二州小学校、沖分校、笹引小学校の3校を結んでの英語の遠隔合同授業を行いました。

同日、「子ども・若者育成支援強調月間」として、JR八街駅にて、ティッシュ配布等の啓発活動に参加しました。

11月6日、中央公民館にて、八街市小中学校音楽発表会に出席いたしました。小学校の部では八街東小学校、朝陽小学校、八街北小学校が、中学校の部では八街中央中学校、八街南中学校が推薦され、印旛地区の発表会へ出場しました。

11月7日、特別会議室にて行われた八街市と千葉工業大学との協定締結式に出席しました。教育や文化振興などについて包括的な連携に関する協定を結びました。

11月9日、二州小学校・沖分校にて、地域公開・ミニ集会に出席しました。授業参観を行い、保護者、来賓、地域の方が参加しました。

同日、八街南中学校にて、地域公開・ミニ集会に出席しました。テーマを基にグループ討議を行い、八街南中学区の教員、保護者、来賓、地域の方々合計54名が参加しました。

11月10日、図書館にて、ジュニア司書及びジュニア司書マイスター認定

式に出席いたしました。合計8名が認定されました。

11月21日、市長室にて行われたAED寄贈式は、教育長の出席はありませんでした。

その他は紙面にて報告に代えさせていただきます。以上です。

## (2) 前回議事録の承認について

### ○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りいたします。

10月23日に開催しました第10回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしてありますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認めますので、当該議事録を承認いたします。

## (3) 議決事項

### ○教育長

・議案第1号 令和元年度八街市一般会計教育費予算の補正についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

### ○教育総務課長

議案第1号についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

はじめに、第1表 歳入歳出補正予算について説明します。事項別明細書で説明しますので、補正予算書の18ページをお開きください。

まずは、歳入についてです。

15款 国庫支出金、1項 国庫負担金、3目 災害復旧費国庫負担金について、補正前の額に286万6千円を増額し、1千764万6千円にしようとするものです。これは、全額、文教施設災害復旧費負担金で、台風15号による被害を受けた災害復旧費に対する国庫負担金です。小学校では、実住小学校のグラウンド砂の流出の災害復旧工事と二州小学校沖分校の遊具（雲梯2基）撤去及び設置の災害復旧工事が補助対象です。中学校では、八街北中学校のグラウンド砂流出の災害復旧工事が補助対象です。補助率は、2/3です。

次に歳出についてです。補正予算書の36ページをご覧ください。

9款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費について、補正前の額に60万9千円を増額し、2億1千603万2千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費60万9千円の増額は、職員の休職等による給料9万1千円の

減額補正、教育総務課職員及び学校教育課職員20名分の職員手当24万3千円と共済費45万7千円の給与改定による増額補正です。

37ページをご覧ください。

2項 小学校費、1目 学校管理費について、補正前の額から143万8千円を減額し、補正後の額を1億5千544万8千円としようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費8万円の増額は、用務員3名分の給料、職員手当、共済費で、給与改定による増額補正です。

小学校施設整備事業費168万5千円の減額は、朝陽小学校パソコン教室改修工事と小学校消防設備改修工事の事業費確定に伴い減額補正するものです。

小学校管理諸費16万7千円の増額は賃金で、臨時職員6名分の時間給が、900円から930円に変更されたことにより、10月分から6ヶ月間の賃金を増額補正するものです。

○学校教育課長

2目 教育振興費について、補正前の額に1千742万6千円を増額し、補正後の額を1億6千406万4千円としようとするものです。

説明欄をご覧ください。

小学校教育振興費1千742万6千円は、需用費の消耗品費で、令和2年度から小学校で使用する教師用の教科用図書、教師用指導書等の購入費です。

○教育総務課長

3項 中学校費、1目 学校管理費について、補正前の額から58万3千円を減額し、補正後の額を7千752万2千円としようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中学校施設整備事業費69万4千円の減額は、中学校消防設備改修工事の事業費確定に伴い減額補正するものです。

38ページをご覧ください。

中学校管理諸費11万1千円の増額は賃金で、小学校と同様に臨時職員4名分の時給が変更されたことから、6ヶ月間の賃金を増額補正するものです。

○学校教育課長

2目 教育振興費について、補正前の額に170万3千円を増額し、補正後の額を9千572万3千円としようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中学校生徒援助奨励費170万3千円の増額は、扶助費で、要保護・準要保護生徒就学援助費です。

○教育総務課長

4項 幼稚園費、1目 幼稚園費について、補正前の額に658万6千円を

増額し、補正後の額を1億7千608万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

教育委員会に係る補正は一般職人件費で、168万5千円の減額です。これは、育児休業取得等による給料166万7千円と手当55万4千円の減額補正、共済費は、職員15名分の標準報酬月額改定等による53万6千円の増額補正です。

#### ○社会教育課長

続きまして、39ページをご覧ください。

5項 社会教育費 1目 社会教育総務費について、補正前の額に45万1千円を増額し、補正後の額を1億979万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費45万1千円を増額は、給与改定等による給与、職員手当、共済費です。

2目 公民館費について、補正前の額に24万6千円を増額し、補正後の額を5千911万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費24万6千円を増額は、4月1日付けの人事異動等による給与、職員手当、共済費です。

#### ○図書館長

3目 図書館費について、補正前の額に10万8千円を増額し、補正後の額を2億919万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費10万8千円を増額は、部分休業取得等による職員の給料、共済費の減額補正及び給与改定等による職員手当等の増額補正です。

#### ○スポーツ振興課長

続きまして、40ページをご覧ください。

6項 保健体育費、1目保健体育総務費につて、補正前の額から61万6千円を減額し、補正後の額を9千38万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費61万6千円の減額については、本年4月1日付け人事異動及び給与改定等による減額補正です。

4目 スポーツプラザ費について、補正前の額から8万9千円を減額し、補正後の額を4千518万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費8万9千円の減額については、給与改定等による減額補正です。

#### ○学校給食センター所長

続きまして、40ページ、41ページをご覧ください。

5目 学校給食費について説明します。

補正前の額に3千758万1千円を増額し、補正後の額を6億1千407万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費171万5千円を増額は、給食センター職員6人分の人件費で、給料、職員手当等、共済費は、4月1日付け人事異動等による増額補正です。

調理場維持管理費3千819万9千円を増額は、委託料及び工事請負費の増額で、委託料169万円の増額は、受水槽改修工事の実施に伴う受水槽改修工事監理業務として、工事請負費3千650万9千円を増額は、調理場施設改修工事として、受水槽改修工事を行うもので、受水槽が平成2年に設置されてから29年が経過し、不具合による給水停止等に至る前に交換工事を行うものです。

調理場給食事業費233万3千円の減額は、備品購入費233万3千円の減額で、学校給食センター施設用備品（第二調理場食缶洗浄システム）の購入費が確定したことによる減額補正です。

○教育総務課長

次に、10款 災害復旧費についてご説明いたします。

補正予算書の42ページをお開きください。

3項 文教施設災害復旧費、1目 公立学校・幼稚園施設災害復旧費について、補正前の額に430万円を増額し、補正後の額を3千217万円としようとするものです。

説明欄をご覧ください。

小学校災害復旧事業費330万円の増額は、歳入で説明しました台風15号による被害を受けた、実住小学校のグラウンド砂の流出の災害復旧費と二州小学校沖分校の遊具（雲梯2基）の撤去と設置の災害復旧工事です。

中学校災害復旧事業費100万円の増額は、八街北中学校のグラウンド砂の流出の災害復旧工事です。

○社会教育課長

2目 社会教育施設災害復旧費については、117万2千円を計上するものです。

社会教育施設災害復旧事業費99万円は、工事請負費で、沖地先の御成街道跡災害復旧工事であり、台風15号及び19号により倒木等が発生し、通常の見学が困難となり、このまま放置をすれば史跡自体に多大な損壊が生じる恐れがあるため、倒木の枝、幹等を撤去するものです。

○図書館長

図書館災害復旧事業費 18万2千円は、工事請負費で、台風による雨で雨どい下に陥没箇所が発生したため、埋め戻し工事を行うものです。

○スポーツ振興課長

3目 保健体育施設災害復旧費について、補正前の額に354万1千円を増額し、補正後の額を494万1千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

体育施設災害復旧事業費354万1千円の増額は、工事請負費で、台風15号の影響により被害を受けた市営グラウンド、キャンプ場、スポーツプラザの修繕工事費による増額です。

以上で教育費及び災害復旧費の歳入歳出補正予算の説明を終わります。

○学校給食センター所長

次に、第2表 繰越明許費についてご説明いたします。補正予算書の5ページにお戻りください。

6項 保健体育費、5目 学校給食費のうち、調理場維持管理費については、学校給食センター受水槽改修事業において、学校給食事業を滞りなく実施するには、工事を学校の夏期休暇中に行う必要があり、施工期間を勘案すると2年にわたって予算を執行する必要があることから、限度額を3千819万9千円として、繰越明許費を設定するものです。

以上で繰越明許費の説明を終わります。

○教育総務課長

次に、第3表 債務負担行為についてご説明いたします。補正予算書の10ページをご覧ください。

追加の表について、(105)から各事項毎に説明します。

(105)小学校トイレ洗浄殺菌装置等の賃借の設定期間は、令和元年度から令和2年度までで、限度額は、572万6千円です。

これは、トイレ洗浄殺菌装置等を全小学校9校に設置し賃借するもので、4月1日から使用開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(106)小中学校自家用電気工作物保安管理業務の設定期間は、令和元年度から令和2年度までで、限度額は、160万6千円です。

これは、小学校9校、中学校4校の自家用電気工作物の保安管理を実施するにあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

○学校教育課長



(107)小中学校コンピュータ保守業務(7校分)の期間は、令和元年度から令和4年度までで、限度額は、1千293万6千円です。

これは、小中学校7校に設置する教育用のタブレット型コンピュータの保守業務で、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(108)小中学校図書室コンピュータ保守業務の期間は、令和元年度から令和6年度までで、限度額は、2千246万7千円です。

これは、小中学校の図書室に設置する蔵書管理用コンピュータの保守業務で、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

#### ○教育総務課長

(109)小中学校・幼稚園浄化槽維持管理業務の設定期間は、令和元年度から令和2年度までで、限度額は、730万3千円です。

これは、小学校6校、中学校2校及び幼稚園2園の浄化槽の維持管理を実施するにあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(110)小中学校・幼稚園貯水槽維持管理業務の設定期間は、令和元年度から令和2年度までで、限度額は、510万円です。

これは、小学校9校、中学校4校及び川上幼稚園の貯水槽の維持管理を実施するにあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

11ページをご覧ください。

(111)小中学校・幼稚園消防設備保守点検業務の設定期間は、令和元年度から令和2年度までで、限度額は、242万円です。

これは、小学校9校、中学校4校及び幼稚園3園の消防設備の保守点検を実施するにあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

#### ○学校教育課長

(112)小中学校・幼稚園飲料水水質検査業務の設定期間は、令和元年度から令和2年度までで、限度額は、121万7千円です。

これは、小学校9校、中学校4校及び幼稚園3園の飲料水の水質検査を実施するにあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

#### ○社会教育課長

(113)社会教育施設自家用電気工作物保安管理業務の期間は、令和元年

度から令和2年度までで、限度額は、40万7千円です。

これは、中央公民館、図書館、郷土資料館の自家用電気工作物の保安管理を実施するにあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

○図書館長

(114)図書館消防設備保守点検業務の期間は、令和元年度から令和2年度までで、限度額は、38万5千円です。

これは、図書館の消防設備の保守点検を実施するにあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

○スポーツ振興課長

(115)市営グラウンド自家用電気工作物保安管理業務の期間は、令和元年度から令和2年度までで、限度額は、32万7千円です。

これは、中央グラウンドおよび南部グラウンドの電気工作物の保安管理を実施するにあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(116)市営グラウンド等緑地維持管理業務の期間は、令和元年度から令和2年度までで、限度額は、482万円です。

これは、市営グラウンド及び市営サッカー場等の緑地の維持管理にあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(117)スポーツプラザ浄化槽維持管理業務の期間は、令和元年度から令和2年度までで、限度額は、57万2千円です。

これは、スポーツプラザ浄化槽の維持管理にあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(118)スポーツプラザ自家用電気工作物保安管理業務の期間は、令和元年度から令和2年度までで、限度額は、24万8千円です。

これは、スポーツプラザ体育館の電気工作物の保安管理にあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

○学校給食センター所長

(119)給食センター廃水処理施設維持管理業務の期間は、令和元年度から令和2年度までで、限度額は、290万9千円です。

これは、第一調理場及び第二調理場それぞれの廃水処理施設の維持管理に

あたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(120)給食センター自家用電気工作物保安管理業務の期間は、令和元年度から令和2年度までで、限度額は、50万7千円です。

これは、第一調理場及び第二調理場それぞれの自家用電気工作物の保安管理にあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

12ページをご覧ください。

(121)給食センターボイラー保守点検業務の期間は、令和元年度から令和2年度までで、限度額は、119万2千円です。

これは、第一調理場にある3台のボイラーの保守点検にあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(122)学校給食配送業務の期間は、令和元年度から令和2年度までで、限度額は、2千476万円です。

これは、学校給食の配送にあたり、4月から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

以上で教育費予算の補正についての説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### 【質疑応答】

##### ○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第1号について、可決することに決定いたしました。

#### (4) 報告事項

・第1号報告 令和元年度八街市一般会計教育費予算（災害関連予算）の補正について、事務局の報告をお願いします。

##### ○教育総務課長

第1号報告についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

はじめに、歳入補正予算についてです。補正予算書の8ページをご覧ください

い。

15款 国庫支出金、1項 国庫負担金、3目 災害復旧費国庫負担金について、補正前の額に1千118万円を増額して、補正後の額を1千478万円にしようとするものです。

これは、全額、文教施設災害復旧費負担金で、台風15号により被害を受けた八街北中学校の特別教室棟の屋根復旧工事及び空調設備復旧工事にかかる経費に対する国庫負担金です。

当初、当該工事は、12月補正で対応しようとしていたところですが、雨漏り等も発生していることから、早急に復旧しなければならない工事と判断しましたので、取り急ぎ9月補正対応としたものです。

補助率は、対象工事費の2/3です。

次に、歳出補正予算についてです。補正予算書の10ページをご覧ください。

10款 災害復旧費、3項 文教施設災害復旧費、1目 公立学校・幼稚園施設災害復旧費について、補正前の額に1千677万円を増額し、補正後の額を2千787万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中学校災害復旧事業費1千677万円の増額は、委託料及び工事請負費の増額で、委託料102万円は、設計業務で、これは八街北中学校の特別教室棟のステンレス製の鋼板屋根が、台風15号の強風により剥がれ飛ばされたため、これを復旧する工事の設計を業務委託するものです。工事請負費1千575万円は、同じく八街北中学校の特別教室棟の屋根を、早急に復旧するための工事費と、飛んだ屋根が、空調機の室外機に当たり損傷したので、それを復旧するための工事費となります。なお、復旧する屋根の面積は、約500平方メートルです。

以上、9月議会最終日の11月1日に当該補正が承認されましたので、ご報告いたします。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、本日の議題については終了といたします。

これで、本日の議題については、終了といたします。

4. その他

## (1) 八街市と千葉工業大学との包括的な連携に関する協定について

### ○教育長

この協定は、教育委員会だけではなく、八街市全体としての千葉工業大学との包括的な連携協定となります。しかしながら、相手先も教育機関でありますので、教育委員会との繋がりが大きいのではないかと考えます。

この協定の内容は、お手元の紙面のとおりですが、第2条にあります6項目に亘って連携を図るものです。教育委員会のものだけではなく、市長部局に係る文言もあります。

教育委員会に関するものは、(1)教育、文化及びスポーツの振興に関すること、(2)ICT(情報通信技術)の活用に関すること、(3)人材育成に関すること、この3項目までは、今後、千葉工業大学と、担当者どうしで連携の内容について煮詰めていくこととなります。中でも、千葉工業大学という特性から、ICTやプログラミング教育などのことを中心に、細部を話し合っていく予定です。

教育委員の方もご意見等がありましたら、お申し付けいただければと思いますので、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

### ○委員

協定に関して、市役所の窓口はどこになりますか。

### ○教育長

教育に関するものは、学校教育課、市長部局に関するものは、企画政策課になります。

## (2) 各課等からの伝達事項

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

閉会します。

(別紙)

教育長報告

令和元年10月24日～11月21日

日付	曜日	時間	場所	内容
10/27	日	10:00	中央公民館	市民文化祭芸能部門発表会
10/28	月	13:00	市長室	第11回市税等に関する啓発ポスター表彰式
10/29	火	9:00	八街市議会議場	決算審査特別委員会(歳入全款)
10/30	水	9:00	八街市議会議場	決算審査特別委員会(文教福祉常任委員会)
10/31	木	15:30	二州小学校	北総教育事務所指導室訪問
11/1	金	10:00	八街市議会議場	本会議(委員長報告等・閉会)
〃	〃	12:45	八街北中学校	保健体育科公開授業研究大会
11/3	日	9:00	二州小学校沖分校	第7回八街御成街道祭
11/5	火	9:10	特別会議室	庁議
〃	〃	10:30	二州小学校	小学校3校での遠隔合同授業視察
〃	〃	17:30	八街駅	「子ども・若者育成支援強調月間」啓発活動
11/6	水	9:00	中央公民館	八街市小中学校音楽発表会
〃	〃	15:00	大会議室	八街市通学路交通安全対策連絡会議
〃	〃	18:00	中央公民館	八街っ子サポート連絡協議会第2回会議
11/7	木	10:30	特別会議室	千葉工業大学との協定締結式
〃	〃	13:20	八街南中学校	第7回八街市小中学校長研修会
11/8	金	14:00	印旛合同庁舎	第3回印教連定例常任委員会
〃	〃	15:00	〃	第3回印旛地区教育長会議
11/9	土	8:25	二州小学校・沖分校	地域公開・地域ミニ集会
〃	〃	13:10	八街南中学校	地域公開・地域ミニ集会
11/10	日	7:40	北部グラウンド	第36回八街市ソフトボール大会
〃	〃	8:00	中央グラウンド	第28回八街杯少年野球大会
〃	〃	9:30	スポーツプラザ	第15回関東ブロックバウンドテニス選手権大会
〃	〃	〃	〃	第5回千葉県バウンドテニスジュニア大会
〃	〃	10:00	中央公民館	第40回八街婦人祭・輝く女性の研修会
〃	〃	10:30	図書館	ジュニア司書及びジュニア司書マイスター認定式
11/13	水	8:45	スポーツプラザ	第22回八街市小学校ロードレース大会
〃	〃	13:30	四街道北中学校	印教連生徒指導・教育相談公開研究会
11/14	木	9:35	中央公民館	八街市PTA連絡協議会合同研修会
11/18	月	10:00	佐倉市立中央公民館	印旛郡市文化財センター第106回理事会
11/19	火	15:00	八街南中学校	第6回八街市小中学校教頭会
11/20	水	9:45	第1会議室	八街市職員採用面接(初級)
11/21	木	13:00	市長室	AED寄贈式
〃	〃	14:30	第1会議室	部課長会議